

関係者ヒアリング結果概要

1 日時

令和3年6月29日（火） 11時00分～11時50分

2 場所

オンライン開催

3 対象者

日本労働組合総連合会

総合政策推進局長（労働法制担当） 仁平 章 氏

4 対応者

出入国在留管理庁政策課 近江課長

出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室 木村室長 ほか

5 内容

（情報発信について）

- 外国人本人が情報収集するに当たって、どのツールを使うかは出身国によって差があるので、情報発信する際には各国のSNS事情も含めて検討する必要がある。
- 技能実習生は、自分のPCを持っておらず、電話をかけるためのSIMカードがない者もあり、無料Wi-Fiを利用して情報を得たり、相談をしたりしている。特に、ベトナムやミャンマーからの者は、情報収集や相談をするのにFacebookを利用することが多い。
- SNSで情報を発信する場合、発信した情報が他の情報にどんどん埋もれてしまうので、同じ内容であってもこまめに発信していく必要がある。
- 出入国在留管理庁のホームページについて、様々な言語で訳されており、母国語で情報を得られるのはよいことだが、トップページから母国語のページまでたどり着けないことがある。
- 最新情報の提供について、例えば、ミャンマーのクーデターを受けて出入国在留管理庁で実施している緊急避難措置に係る情報に関しては、日本語のホームページには掲載されているが、ミャンマー語のホームページには掲載されていないように見受けられる。最新の情報、大切な情報を外国語のページにどのように反映していくのかについて検討していただきたい。
- 災害情報の発信について、自治体によって温度差がある。

（相談体制について）

- 新しく設置されたFRESAはとてもよい取組だと思っている。困ってい

る外国人に寄り添って支援し、相談内容によって適切な相談場所につないでくれる場所が必要である。

- 地方では、相談したくても言葉の問題で相談が難しかったり、相談場所までの移動手段がなく、たどり着けないこともある。また、相談できたとしても別の窓口を案内されて根本的な解決にならないこともある。住基ネットの情報などが活用できるのであれば、行政から外国人本人に母国語のチラシなどを送付し、支援するのもよいのではないか。
- 行政相談・生活相談のために窓口に来る方は、自分が抱えている問題がどの窓口にいけば解決できるか分からないことが多い。F R E S Cのように適切な窓口につないでくれる場所が大切なので、地方も含めて関係省庁間での連携が必要なのではないか。
- 相談窓口の開いている時間について、平日だと相談できない方もいるので、そういう方が相談できるような相談窓口の時間帯や場所を広く周知する必要がある。
- コロナ禍による在留資格の変更など複雑な案件だと本人も何を相談すればよいか分からないということもある。
- 相談時の通訳をしてくれる方について、留学生等に協力を仰ぐなど、支援者を広げていく取組も必要ではないか。

(日本語について)

- 自社で働いている外国人に日本語を学んでほしいと思っている企業はあるが、自治体でやっている日本語教室などが知られておらず、情報提供が不十分であると感じる。日本語を学ぶ機会について、積極的に周知し、展開することが必要。
- 日本語が十分できずに入国してくる外国人へのフォローをきちんとすることが大切だと考える。平日は仕事があるので、休みの日に受講できる日本語教室、日本語教室へ通うための費用負担を自治体が行うなどの支援が必要なのではないか。
- 日本で生活する上では、日本語が一定レベルできるということが必須だと思うので、地域や職場で学べる場を作ることが必要である。職場が外国人だけで構成されており、日本語を学べる環境がないなど日本語を学ぶ機会すらないという者がいないよう、職場や地域で初歩的な日本語を教える環境整備が必要である。

(日本での生活について)

- 外国人が医療を受けようとしても言葉の問題でコミュニケーションを取り

づらいことがある。また、通訳をつけようとしても保険適用外である。自治体によっては通訳の派遣を行っているが、その制度が知られていない。医療を受けやすい体制を整備していただきたい。

- 住宅の賃貸について、外国人であることから借りられないといった事例や保証人や緊急連絡先が日本人でなければならないという事例がある。大家を含め住民への啓発活動、研修の場を作るなど、行政として何かしら検討をすることが必要なのではないか。
- 外国人が日本の基本的な生活様式を知ることも大事なことなので、そういったことを教える拠点作りも必要なのではないか。
- 技能実習生はシェアハウスで生活していることが多い。一緒に住んでいる人と合わない場合、トラブルが起きることもある。トラブルが起きてその住居に住めなくなり、知人を頼り、知人の住宅に住むと失踪したという扱いを受けることもある。
- 外国人が銀行口座を開設するときに、在留期間が6月以上であってもなかなか開設できないことがある。
- 妊娠、出産、育児、学校の手続について、母国語で情報が得られて、母国語で書類等が作成・提出できるとよい。
- 社会保険の加入について、加入対象となる外国人が加入できるよう、企業への指導が必要である。また、年金について、帰国時に脱退一時金が請求できても、手続が非常に難しく受け取れない場合がある。脱退一時金の制度について、事業者と外国人本人、双方に制度の周知、母国語での手続が可能になるとよい。

(その他)

- 留学生について、コロナ禍で母国に帰れない、日本の学校に入学予定だが来日できないといった問題が起きている。また、アルバイトが減り、生活に支障が出ているという話も聞く。休業支援金の周知について行政においてもやっていただいているが、まだまだ不十分だと感じる。また、アルバイト先によっては、学生は対象にならないと誤った情報を教えられたりする事例もある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で技能実習生が就業先を変更する場合、次の受入れ先で働く間の生活費が苦しい状況にある場合がある。監理団体がその間の支援をしているが、きちんと面倒を見るところと見ないところの差が大きい。
- 「特定技能」などの就労先を紹介するといって手数料をとる事例や「技能実習」を優良に修了したことの証明書の発行手数料をとる事例があると聞く。このように制度を悪用している機関について調査を行ってほしい。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を省庁横断で作成したこ

とはとてもよいことである。これをしっかり実現していくことが大切である。また、総合的対応策の施策が現場でどれくらい進展しているか、施策に基づくサービスの提供を受ける側がどのように思っているかを検証しながら続けていくことが必要。

以上